

情報ひろば



福祉

重度障害者（児） タクシー利用助成

平成19年度の重度障害者（児）タクシー利用券を、4月2日（月）から交付します。

利用券（水色）は、初乗り運賃相当分を月当たり4枚、申請月から平成20年3月までの月数に応じた枚数をお渡しします（4月に申請の場合は、4枚×12カ月＝48枚）。

※平成18年度の利用券（黄色）は、4月以降は使用できません。

対象 身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aの所持者で、平成17年分の所得税と、平成18年度の個人市民税が非課税の人（4月から6月に申請の人）

※平成19年度から、個人市民税非課税の要件が加まりました。

問い合わせ先 市役所駅南庁舎生活福祉課（0857）2013474／各総合支所福祉保健課（上記参照）

高齢者への日常生活用具 購入費助成

1人暮らしなどの高齢者が、安全に日常生活を過ごせるよう生活用具の購入費用を助成します。

対象品目 電磁調理器、火災警報器、自動消火器



対象者 おおむね65歳以上の1人暮らしで、心身機能の低下により防火などへの配慮が必要な所得税の課税額が1万円以下の高齢者

助成限度額 2万円

問い合わせ先 市役所駅南庁舎高齢社会課（0857）2013453／各総合支所福祉保健課（上記参照）

コミュニケーション支援事業

本市では、手話通訳・要約筆記による、聴覚障害のある人などへの支援事業を実施しています。

事業内容 ①手話通訳者の配置…駅南庁舎生活福祉課などに手話通訳者を配置しています。②手話通訳者・手話奉仕員の派遣…健康の維持増進などの目的で、手話通訳者などを必要とする場合に派遣します。

る場合に派遣します。

③要約筆記奉仕員派遣事業…②と同じく要約筆記奉仕員を必要とする場合に派遣します。

※②、③の派遣を希望する場合は事前に申し込みが必要です。

申込先 鳥取市社会福祉協議会（富安二丁目・さわやか会館内）（0857）2713338

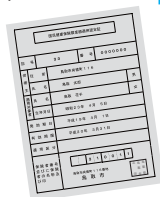
※現在は、鳥取県社会福祉協議会でも受け付けていますが、4月以降は、市社会福祉協議会だけに変わります。

問い合わせ先 市役所駅南庁舎生活福祉課（0857）2013475



お知らせ

国民健康保険「限度額適用認定書」の交付



4月1日から、国保被保険者で70歳未満の人が入院した場合、一医療機関の窓口での支払いは、自己負担限度額までとなります。自己負担限

度額は所得区分によって異なりますので、あらかじめ国保の窓口で「限度額適用認定証」の交付の申請をしてください。

※この認定証を病院などの窓口で提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

問い合わせ先 市役所駅南庁舎保険年金課（0857）2013482

祝日のみ収集

3月21日（水＝春分の日）の、鳥取地域の収集計画は次のとおりです。

可燃ごみ	収集します（水・土曜日コース）
古紙類	収集します（第3水曜日コース）
食品トレックみみ プラスチックごみ 資源小型破砕	収集しません
ペットボトル	収集しません（第1・3水曜日コースは22日（木）に振り替え）

※午前8時までに必ず出してください。

※合併地域については、各総合支所だよりをご覧になるか、各総合支所市民生活課へお問い合わせください。

問い合わせ先 市役所本庁舎生活環境課（0857）2013217

各総合支所

国府（0857）39-0555／福部（0857）75-2111
河原（0858）76-3111／用瀬（0858）87-2111
佐治（0858）88-0211／気高（0857）82-0011
鹿野（0857）84-2011／青谷（0857）85-0011